

川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要領

平成30年10月30日

30川ま建指第393号

局 長 決 裁

(目的)

第1条 この要領は、川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱（30川ま建指第351号。以下「要綱」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(不特定多数の通行の用に供する通路)

第2条 要綱第2条第2号に定める道路等のうち、不特定多数の者の通行の用に供する通路とは、建築基準法第42条に規定する道路以外のもので、次のいずれかに該当する現に不特定多数の者が通行している道又は空地を指す。

- (1) 建築基準法第43条第2項第1号に規定する道又は同項第2号に規定する空地のうち、道路に見立てられるもの
- (2) 蓋掛けされた水路等の公有地
- (3) その他、これらに類するもの

(公園等)

第3条 要綱第2条第3号に定める、その他不特定多数の者が利用する公園及び広場とは、次のいずれかに該当するものを指す。

- (1) 市営公園
- (2) 川崎市総合設計制度の許可基準第12条に規定する公開空地

(3) その他、これらに類するもの

(ブロック塀の高さ)

第4条 要綱第2条第5号に定めるブロック塀等の高さは次の各号によるものとする。

(1) ブロック塀等の両面の地盤面の高さが異なる場合 道路側の地盤面を起点とした高さをいう。

(2) ブロック塀等が擁壁等の工作物の直上に設置されている場合 擁壁等の工作物の高さを加えた高さをいう。ただし、当該工作物の高さが1.2mを超える場合、助成対象工事施工後も引き続きブロック塀等の高さが1.2mを超えることとなるが、ブロック塀等の部分が全て撤去される工事については、助成金の対象とする。

(3) ブロック塀等の面する道路が坂路であるなどの理由により、ブロック塀の高さが位置により異なる場合 道路側の地盤面を起点とした最も高い位置の高さをいう。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年11月1日から施行する。